

被扶養者認定に必要な提出書類一覧表

提出書類の名称 続柄 認定対象者の状況	同居の有無		同居・別居問わず		同居												別居		
			子				配偶者						父母・兄弟姉妹						①
			① 新生児	② 高校生以下	③ ②以外の学生	④ ⑤ ⑥ 以外の										②			
						退職後	パート アルバイト	無職	自営業	退職後	パート アルバイト	無職	自営業	退職後	パート アルバイト	無職	自営業	③ 以外すべて対象	
・被扶養者認定申請書※ (武田健保Hp内の「届け出一覧」から取得できます)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(同居の場合、子どもおよび義父母、義兄弟姉妹の添付資料に加えて「3ヵ月以上の生計費送金に実証する明(通帳のコピー)、戸籍謄本が必要)	
・母子手帳(出生届出済証明書のページの写)または住民票(同居人および家族全員分、続柄記載必要)	○																		
・(夫婦共働きの場合)両者の前年度分源泉徴収票(写)	○	○	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○		
・在学証明書			○																
・住民票(同居人および家族全員分、続柄記載必要)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
・生計依存関係調書※ (武田健保Hp内の「届け出一覧」から取得できます)						○	○	○	○					○	○	○	○		
・障害年金等を受給されている場合は、年金収入証明書 (年金額改定通知書または年金振込通知書等)最新分の写し						○	○	○	○										
・高齢年金、障害年金、遺族年金等を受給されている場合は、年金収入証明書(年金額改定通知書または年金振込通知書等)最新分の写し										○	○	○	○	○	○	○	○		
・戸籍謄本(被保険者と認定対象者の続柄が確認できるもの)														○	○	○	○		
・雇用保険失業給付受給についての確認書※ (武田健保Hp内の「届け出一覧」から取得できます)						○			○					○					
・受給放棄する場合は「雇用保険失業給付放棄についての確認書」※ (武田健保Hp内の「届け出一覧」から取得できます)						○			○					○					
・直近6ヵ月分の給与明細書(写) および【退職証明書または健康保険資格喪失証明書】 ・雇用保険離職票No1およびNo2(写) ・雇用保険受給資格者証(写) のいずれか						○			○					○					
・雇用契約書(写)等 ・直近3ヵ月以上の給与明細書(写)および直近の賞与明細(写) のいずれか *パート、アルバイト以外の収入がある場合は「収入(所得)証明書」							○			○					○				
・収入(所得)証明書								○	○			○	○				○	○	
・確定申告書(写)									○									○	
・収支内訳書(損益計算書)(写)									○									○	
・廃業した場合は「廃業届」を提出 (確定申告書・収支内訳書等の写しは不要)									○									○	

※印の付いた書類は、武田健保Hp内の「届け出一覧」から取得できます https://www.takeda-kenpo.or.jp/written_application/written_application.php

●公的な証明書(住民票、戸籍謄本)は申請日より概ね3ヵ月以内に発行されたものを提出ください

●上記以外の申請の場合はお問い合わせください

●子ども・配偶者・父母の申請、自営業の取扱いについては、下記のリンクよりご確認ください

・子どもを被扶養者にした場合の申請(新生児・学生) https://www.takeda-kenpo.or.jp/outline/documents_01.html

・子どもを被扶養者にした場合の申請(退職後の認定等) https://www.takeda-kenpo.or.jp/outline/documents_02.html

・配偶者を被扶養者にした場合の申請 https://www.takeda-kenpo.or.jp/outline/documents_04.html

・実(義)父母または義父母を被扶養者にした場合の申請 https://www.takeda-kenpo.or.jp/outline/documents_05.html

・自営業者の取扱い(農業従事者等を含む) https://www.takeda-kenpo.or.jp/outline/documents_03.html